

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）第 22 条の規定に基づく利用者の安全及び利益に関する情報の公表

1 法第 19 条の規定による事故の報告

No.	日時	場所	事業者名	船名	事故の種類	死傷者数
1	令和 6 年 6 月 22 日 午前 6 時頃	御座沖	片出 昌宏	三吉丸	その他（乗客けが）	死亡者：0 名 負傷者：1 名
2	令和 7 年 9 月 12 日 午後 11 時頃	錦沖	住澤 慧樹	慧樹丸	乗揚・座礁事故	死亡者：0 名 負傷者：0 名
3	令和 7 年 9 月 14 日 午後 1 時頃	島勝・和具の浜沖	宮澤 信仁	信栄丸	衝突事故	死亡者：0 名 負傷者：3 名
4	令和 8 年 2 月 20 日 午後 1 時頃	国崎沖	大田 功	功成丸	衝突事故、滅失事故	死亡者：2 名 負傷者：11 名

2 法第 20 条及び第 21 条の規定に関する事項

該当なし

3 法第 19 条の規定により報告された事故の毎年度の発生状況

年度	件数
令和 6 年度	1 件
令和 7 年度	3 件

※令和 8 年 3 月 26 日現在

4 法第 29 条第 1 項の規定による検査に係る事項

No.	検査日	事業者名	検査結果
1	令和 8 年 3 月 17 日	大田 功	<p>法令遵守状況等の確認のため営業所における検査を実施。検査時に、以下の指導事項を伝えるとともに、令和 8 年 3 月 23 日に検査結果を通知し、改善報告書を作成するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な標識が営業所に掲示されていなかった 利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置等の情報が営業所に掲示されていなかった 乗務記録が作成されていなかった 業務規程が船舶に備えられていなかった 業務規程例の別表 11 及び 13 について船舶に掲示されていなかった
2	令和 8 年 3 月 17 日	澤村 正勝	<p>法令遵守状況等の確認のため船舶及び営業所における検査を実施。検査時に、以下の指導事項を伝えるとともに、令和 8 年 3 月 23 日に検査結果を通知</p>

			<p>し、改善報告書を作成するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 業務規程が船舶に備えられていなかった・ 業務規程例の別表 11 及び 13 について船舶に掲示されていなかった・ 利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置等の情報が営業所に掲示されていなかった・ 乗務記録が作成されていなかった
--	--	--	---